

いわゆる「小高句麗国」の存否問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古畑, 徹, Furuhata, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000043

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



いわゆる「小高句麗國」の存否問題

古畑徹

- 一 はじめに
- 二 日野氏の語る「小高句麗國」
- 三 「小高句麗國」を指すとされる史料の再検討
 - 1 黄約瑟氏の反論をめぐって
 - 2 『遼史』の高麗遣使記事
 - 3 唐代地理記事に見える高麗
- 四 七世紀末の遼東情勢
 - 1 狄仁傑「請拔安東表」の理解をめぐって
 - 2 初代安東都督について
 - 3 契丹餘黨の平定
 - 4 七世紀末の對外政策と安東問題
- 五 おわりに

一 はじめに

故日野開三郎氏の『小高句麗國の研究⁽¹⁾』は、史料に散見する高句麗滅亡後の「高麗」關係記事を巧みな論理と國際情勢分析によって結合させ、武周・聖曆二年（六九九）から遼・神冊三年（九一八）まで、遼東に高句麗王の子孫高氏を王とす

る「小高句麗國」が存在したと主張する大著である。特に國際情勢分析の面で高い評價を受ける本書であるが、「小高句麗國」の存在となると肯定的な評價は少ない⁽²⁾。ただし反論はあまりなく、黃約瑟「武則天與朝鮮半島政局」⁽³⁾が若干論じるぐらいで、疑問を抱く研究者は「小高句麗國」を無視して自説だけを展開するのが一般である。かかる研究状況が好ましいはずはなく、とりわけ渤海・契丹等の唐代東北邊の情勢を考察する場合には、「小高句麗國」の存否問題は避けて通れないように思われる。

本論は、かかる認識の下、「小高句麗國」を指すとされる諸史料の解釋問題と建國の問題を中心に日野氏の見解を再検討し、「小高句麗國」の存否問題への筆者なりの解答を提示しようとするものである。なお、論述上の混亂を避けるため、武周期に關しても唐と表記することを一言附しておく。

二 日野氏の語る「小高句麗國」

まずは前掲書に従って、日野氏の描く「小高句麗國」の歴史を確認しておこう。

總章元年（六六八）に高句麗を滅ぼした唐は、その全域を支配しきれず、七世紀末には安東都護府も新城（現撫順）に移して遼東地區を確保するのみとなっていた。萬歲通天元年（六九六）五月、契丹の李盡忠・孫萬榮が唐に叛いて營州を落とすと、遼東と唐本土とを結ぶ陸路は遮斷され、翌年六月の契丹の亂平定後も營州回復は成らなかったため、安東都護府への補給は海路に頼らざるをえず、これが多大な負擔を河北・江南にかける結果となった。そこで狄仁傑は、神功元年（六九七）十月に「請罷百姓西戍疎勒等四鎮疏」（『舊唐書』卷八九狄仁傑傳、『新唐書』卷一一五狄仁傑傳、『通鑑』卷二〇六等。以下上表Ⅰと略稱）の中で「安東を罷めて以て遼西を實たす」策を獻じ、ついで閏十月に「請拔安東表」（『通典』卷一八六邊防典二高句麗、『唐會要』卷七三安東都護府。以下上表Ⅱ）を奉り、安東都護府の廢止と高氏君長の遼東遣還を主張した。これを受けて聖曆元年（六九八）六月、唐は安東都護府を廢止して遼東の統治權を放棄し、かわりに高句麗最後の王高藏の孫高寶

元を忠誠國王に冊封したうえで、安東都督に任じて遼東に派遣することとした。しかしこの派遣は沙汰止みとなり、翌年かわって高麗の男德武を安東都督として派遣した（『舊唐書』卷一九九上東夷傳高麗、『新唐書』卷二二〇東夷傳高麗。以下各々『舊唐書』高麗傳、『新唐書』高麗傳と略稱）。こうして唐から高句麗王家高氏に遼東の統治權が委譲され、親唐國家としての期待を擔つて高德武を初代の王とする「小高句麗國」が建國された。

唐代史料に散見されるこれ以降の「高麗」——聖曆三年（七〇〇）「使絕域依式給料敕」の「高麗國」（『唐會要』卷一〇〇雜錄、景龍四年（七一〇）四月の高麗遣使（『冊府元龜』卷九七〇外臣部朝貢三。以下『元龜』朝貢三と略稱）、先天二年（七一三）二月の高麗大首領高定傳の特進授與（『元龜』卷九六四外臣部封冊二）、開元三年（七一五）の高麗王高文簡の來降と遼西郡王冊封（『元龜』封冊二、同卷九七四外臣部褒異一、同卷九七七降附）、開元七年正月の高文簡の妻阿史那氏の冊封（『元龜』褒異二）、元和十三年（八一八）四月の高麗遣使（『新唐書』高麗傳、『唐會要』卷九五高麗、『元龜』朝貢五、賈耽『道里記』「登州海行入高麗・渤海道」の高麗（『新唐書』卷四三下地理志七下）等——は全て「小高句麗國」を指す。また、その王は安東都督の官號を持つから、天寶年間のことを記す『新唐書』地理志七下の「安東都督府」條——一四州・九都督府——は「小高句麗國」の領域を傳える記事である。さらに『遼史』には、朝鮮半島に王氏高麗が建國する（九一八年六月）以前である太祖九年（九一五）十月（卷一太祖本紀上）、神冊三年（九一八）二月・三月（卷一太祖本紀上、卷七〇屬國表）に高麗遣使記事があり、これも「小高句麗國」の記事である。これらの史料から「小高句麗國」の興亡は次のように復元できる。

「小高句麗國」は、唐の期待に反し、建國後すぐに突厥に服屬した。唐に玄宗が立つと、對突厥策の一環として東北政策が強化され、「小高句麗國」内の親唐派への工作も行なわれた。そして默啜可汗の死による突厥の弱體化を契機とし、開元三年に第二代高文簡は唐に歸屬した。この時期の領域は安東都護府下の一四州を繼承したもので、「北は鐵嶺・開原附近、東は蘇子河流域の鎬京老城地方から鴨綠江河口右岸に至る線、南はこの河口右岸より蓋平を結ぶ線、西は大體遼河を以て境とする一帯」（九三頁）であり、遼東半島は入らなかつた。開元末から天寶初、渤海に敗れて唐に亡命した諸靺

靺鞨人が遼東に安置されると、「小高句麗國」は九州を増領し、領域も「北は開原を越えて東遼河流域北岸地區に達し、西は遼河の線をやや西に越え」（九三頁）た。天寶一四載（七五五）に起った安史の亂のため、營州に在って「小高句麗國」を軍事的に支えてきた平盧軍節度使は上元二年（七六二）末に南渡し、唐の勢力は遼東から後退した。かわりに渤海が「小高句麗國」を占領して屬國化し、以後の一世紀半はこの状態が續いた。そして神冊三年の三月から六月の間に、勃興する契丹の侵攻に遭って滅亡する。

以上が日野氏の見解の概略である。次に、これへの唯一の反論である黃約瑟氏の見解を確認し、そこを手掛りとして、日野氏が「小高句麗國」を指すとされた諸史料から再検討してみよう。

三 「小高句麗國」を指すとされる史料の再検討

1 黃約瑟氏の反論をめぐって

黃氏は、遼東等の高句麗舊地に高句麗族が居り、それが景龍四年や元和一三年に唐に遣使したと考えるが、それは國とは言えないとする。もしそれが國家規模ならば、百年間で二回しか記録がなく、近隣の小國・小族より少ないというのは不可解だからである。また、先天二年の高定傳や開元三年の高文簡等は唐に降った者で、遼東に居住する者ではないとする。特に高麗王高文簡は、妻が突厥默啜可汗の娘で、率いた人々も數を帳によって數えることから、突厥から來降した突厥化した高句麗人の長と見る。

高定傳の記事は特進にたと記すだけで、それ以上確實なことはわからないが、黃氏の解釋は成立し得るし、日野氏の如く「小高句麗國」の親唐派の大首領と解さねばならない必然性はない。一方、高文簡に關しては、共に來降したのが西突厥の咄陸部・弩失畢部や東突厥の跌跌部等で、唐は彼らを「制して河南之舊地に居ら令」（『舊唐書』卷一九四上突厥傳上）

めている点から見ても、黄氏の見解は妥當である。また彼が遼西郡王に冊封されたことも、遼東高句麗人と無関係であることを示している。高文簡については、日野氏の見解の成立する餘地はない。

冊封に關連して注目したいのは、日野氏が氣附かなかった、『舊唐書』卷二三禮儀志三の開元一三年封禪の際の次の記事である。

壬辰、玄宗、朝勤之帳殿に御し、大備陳布す。文武百僚、二王の後、孔子の後、(中略)、戎狄夷蠻羌胡朝獻之國、突厥頡利發、契丹・奚等の王、大食・謝颺・五天十姓・崑崙・日本・新羅・靺鞨之侍子及び使、内臣之番、高麗朝鮮王、百濟帶方王、十姓摩阿史那興昔可汗、三十姓左右賢王、日南・西竺・鑿齒・雕題・牂柯・烏滸之酋長、咸な位に在り。

朝鮮王は正確には朝鮮郡王⁽⁴⁾。儀鳳二年(六七七)に元の高句麗王高藏に與えられ、彼の死後一時斷絶したが、垂拱二年(六八六)に孫の高寶元が繼襲している⁽⁵⁾(兩『唐書』高麗傳)。つまり、朝鮮郡王とは高句麗王家の正統が繼襲するものなのである。この高麗朝鮮王同様に封禪に列席した諸蕃夷は、朝獻の國と内臣の蕃に大別されているが、前者は外臣に當るものと見られ、そこに列擧された國々は唐の領域外に在って一定の自立性を有している。一方後者に列擧されているのは、高麗朝鮮王同様に亡國王家の正統で、當時は都に居住していたと見られる百濟帶方王と西突厥の興昔亡可汗⁽⁶⁾、部帳を率いて唐に來降した左賢王・右賢王⁽⁸⁾、それに唐の領域内に居住する南方の少數部族の酋長たちである。

この史料の區分から見ると、高麗朝鮮王の居住地は唐の領域内で、それも都の可能性が高い。もしこれが遼東高句麗人の長を意味するならば、唐にかわって遼東を統治する政權^{II}「小高句麗國」の存在は想定しにくくなる。ただ、遼東に派遣されたのは高寶元のおじ徳武で、王家の正統ではないので、その子孫は朝鮮王ではない可能性の方が高い。しかしその場合、遼東に政權を維持していたとしても、徳武の子孫を唐は正式な高句麗王と認めていないことになる。ともかく本史料は、日野氏の「小高句麗國」論にとって整合的な解釋の難しい史料なのである。

また、黄氏は遼東高句麗族は國とは呼べないとするが、聖暦三年三月六日の「使絶域依式給料敕」には蕃域の範圍を示して「東は高麗國に至り」とある。日野氏はこの「國」から國家的存在をイメージしたらしく、當時の朝鮮半島には新羅、輯安方面には震(振)國があるので、この「高麗國」は遼東の高徳武政權⁹⁾「小高句麗國」以外にないと考證する(前掲書七九〜八〇頁)。しかし「國」の字には錯入の可能性がある。金子修一氏が明らかにされた如く、「某國」は絶域に使われ、蕃域には「國」を附さないのが原則であり、またこの敕と同一の規定を載す『白氏六帖事類集』卷一六と『新唐書』卷二二一下西域傳下は單に「高麗」と記し、「國」がないからである。さらに言えば、金子氏の見解からも明らかに、國の字は必ずしも國家的存在を意味するわけではなく、黄氏の見解とこの敕とは矛盾しない。なお、後述のように高麗には遼東を含まない用例があること、事實上蕃域に新羅が含まれることから、この敕の「高麗(國)」は朝鮮半島を含む舊高句麗領地域を指すと解するのが最も妥當ではあるまいか。

2 『遼史』の高麗遣使記事

次に、『遼史』に見える高麗遣使記事——太祖九年(九一五)十月、神册三年(九一八)二月・三月——を検討しよう。

日野氏は、これが九一八年六月の王氏高麗建國以前なので、遼東の「小高句麗國」の存在を前提にしなければ解せず、契丹の遼東攻略の様子からそう考えるのが妥當であるとする(前掲書八一、四一七〜二頁)。

この遣使記事については他に、津田左右吉氏の虚妄説と、金渭顯氏の弓裔の泰封國(王氏高麗の前身)の遣使説がある。¹⁰⁾

津田氏は、遼初の入貢記事は既に存在しない烏孫等の入貢をも記して信用し難く、新羅・日本・高麗等の遣使記事もその類とする。日野氏はこの説を批判し、新羅・日本等の遣使が史實と受け取り得ることを述べ、當時實在した國々の遣使を烏孫と同列に一括否定するのは行き過ぎとする。妥當な批判であらう。一方日野氏は、弓裔が國號を高麗ではなく泰封としたのは「小高句麗國」に對して僭稱になるからで、王建はその滅亡後に建國したから國號を高麗とできたと考えてお

り、この高麗遣使が泰封國の遣使である可能性を全く考えていない。

筆者は金氏の説が妥當と考える。遣使記事の國名は必ずしもその國の正式國號ではない。例えば、渤海は建國當初には筆者は金氏の説が妥當と考える。遣使記事の國名は必ずしもその國の正式國號ではない。例えば、渤海は建國當初には振と號したにもかかわらず、唐への遣使を記す諸史料は靺鞨と記しており、⁽¹²⁾一方日本との通交に當っては、外交上の駆け引きから一時自ら高麗を稱している。⁽¹³⁾まして泰封國は普通後高麗とも呼ばれ、弓裔が高麗の復興を唱えて九〇一年に建國した國で、九〇四年に摩震國と稱するまで弓裔は高麗王と自稱している（『三國史記』卷二新羅本紀二二、同卷五〇弓裔傳、『三國遺事』王曆。なお泰封國改稱は九一一年）。遼がこれを高麗と見做したとしても、あるいは泰封國自ら高麗と稱したとしても、不思議はない。

また、太祖九年十月の記事は、同月に太祖が「鴨渌江に鈎魚」したとする記事に續けて、新羅朝貢と並列して登場する。鴨渌江鈎魚記事を、當時の情勢から見るとここまで勢力下に置けたはずはないので誤りとする見解もあるが、⁽¹⁴⁾遊牧民が一時的に敵地深く侵攻する例は少なくない。この鴨渌江侵攻も朝鮮半島へ向けての一時的なデモンストレーションと解せばよく、それを受けて新羅・高麗が遣使したと考へ得る。この理解が正しければ、高麗は朝鮮半島に在ったと解すべきで、それに當るのは泰封國以外にない。金氏は、泰封國は南北を新羅・後百濟・渤海に圍まれ、不利な地位に在ったので、そのスローガン通りに高句麗舊領の回復を目指すには契丹と結ぶ必要があったとも述べている。

以上より、『遼史』の高麗遣使記事は、「小高句麗國」の存在を前提にせずとも、泰封國の遣使記事と解せることが明らかとなった。また、日野氏が主張するように遼東に高句麗嫡統國家「小高句麗國」が存在したならば、弓裔は高句麗復興を唱えることも、高麗王を自稱することもできなかったはずである。この點から見ても、遼初まで「小高句麗國」が存在したとは考へ難いのである。

3 唐代地理記事に見える高麗

本節では、唐代の地理記事に見える高麗のうち、日野氏が「小高句麗國」を指すとされたものを検討する。⁽¹⁵⁾

まず、『舊唐書』卷三八地理志一・序文の、

今、天寶十一載（七五二）の地理を擧ぐ。唐土、東は安東府に至り、西は安西府に至り、南は日南郡に至り、北は單于府に至る。南北は前漢之盛の如く、東は則ち及ばず、西は則ち之に過ぐ。

に附された註を見てみたい。日野氏は註を「漢地、東至樂浪・玄菟、今高麗・渤海是也、今在遼東、非唐土也、」と引用し、「漢地の東境と天寶十一年における唐の東境とを比較し、今は渤海・高麗が遼東に在るが、唐土では無いと述べている。今とは漢代に對して用いたもので、天寶十一年である。即ち天寶十一年頃には渤海と高麗とが遼東に並在し、ともに唐の領外となっていたことを知る。この高麗が小高句麗たることはいわずして明らかであろう。」（前掲書八五頁）と解釋している。しかし註はさらに「漢境西至燉煌郡、今沙州、是唐土。又龜茲、是西過漢之盛也」と續き、また右本文と註の原史料である『通典』卷一七二州郡典二の、註の部分には、

漢之東境は樂浪郡を有ち、西境は燉煌郡を有つ。今、東は安東府に極まり、則ち漢の遼東郡也。其れ漢之玄菟・樂浪二郡は、並びに遼東郡之東に在りて、今悉く東夷之地と爲る矣。

とある。これらを踏まえて『舊唐書』地理志一の註を解すると、「漢の東境は樂浪・玄菟郡にまで至ったが、そこは今、高麗・渤海の地である。今の東境は漢の遼東郡の地に在って、その東は唐土ではない」となる。天寶一一載には、遼東は唐の領域内、高麗はその東に在ったのである。とすれば、この史料は天寶一一載に遼東に「小高句麗國」が在ったとする見解に否定的な史料ということになる。

次に、『新唐書』地理志七下所載賈耽『道里記』の「登州海行入高麗・渤海道」を検討しよう。『道里記』とは『皇華

「四達記」のことであり、貞元一七年（八〇二）に上られた『古今郡國縣道四夷述』の四夷述部分を單行させたものといわれる。⁽¹⁶⁾それゆえ、撰述時には既に高句麗は亡く、また記述されたルートが登州から新羅王城及び渤海王城へのものなので、かねてよりルート名の「高麗」は疑問視され、津田氏は「新羅・渤海道」とあるべきとされる。⁽¹⁷⁾これに對し日野氏は、「高麗」を「小高句麗國」と見れば、その領域の一部をこのルートは通るので問題なしとされる（前掲書八五～六頁）。しかし、それは鴨渚江口から泊汨口までの鴨渚江西岸を掠める程度で、そこも史料に高麗領であると明記されているわけではなく、日野説には無理がある。翻って記述されたルートに目をやると、鴨渚江を遡って渤海領に入った後、「丸都縣城に至る。故の高麗王都」とあるのに氣附く。そもそも『道里記』の七道のうち行く先が二地名となっているのは、これ以外では「夏州塞外通大同・雲中道」で、それは古大同城を通過し、古雲中城に至る道である。とすれば、「登州海行入高麗・渤海道」も登州から故高麗王都を通じて渤海王城に入る道の意と理解できる。新羅王城へのルートはその分道と見做せばよく、ルート名に新羅がないことを不審に思う必要はない。

別の解釋も可能である。「高麗・渤海」は先掲『舊唐書』地理志の註にも登場し、ここでは遼東の東・唐の領域外として扱われた。類似表現に、宋代史料に見える「高麗・新羅」がある。⁽¹⁸⁾既に新羅が滅び王氏高麗となっているにもかかわらず、朝鮮半島を四字句で表現する際にしばしば見られるものである。これを参考にとすると、遼東の東・唐の領域外の舊高句麗領一帯を「高麗・渤海」と表現しているようにも思われる。どちらの解釋が正鵠を射ているかは今後更なる検討を要するが、どちらにしても「高麗」を「小高句麗國」と解するよりは無理がない。

ところで、『道里記』には「小高句麗國」の存在に疑問を抱かせる記事がある。それは、「營州入安東道」の「遼水を渡りて安東都護府に至るまで五百里。府は故の漢の襄平城也。」である。これが正しければ、貞元年間に安東都護府が故襄平城＝遼陽に存在したことになる。しかし『舊唐書』地理志二等には、安東都護府は至德年間（七五六～八）の後に廢されたとあり、『道里記』と合わない。津田氏は、『道里記』が儀鳳年間（六七六～八）の材料と渤海建國後の材料を併

用したために誤ったと解する⁽¹⁹⁾。一方日野氏は、かかる例が『道里記』でこれ一條しかないことを疑問とし、まず「安東都護府」は實はその故地の意と解する。ただ、遼陽に都護府が在ったのは六七〇七年の一年間だけで、ここを代表的な故地とするのは不可解のようだが、安東都督府とも呼ばれた「小高句麗國」の首都が遼陽に在ったと假定すれば、それに基づく後人の誤解と見做すことができ、合理的に解釋できるとする。日野氏の津田説批判は妥當と思うが、故地を明記している『道里記』の書き方から見ると、日野説に無理のあることは歴然としている。これに對し、最近中國の孫進己氏が、至徳の後に廢され、その後貞元年間に復置されたと解すべきことを主張された⁽²⁰⁾。これが兩史料を最も無理なく解せる説であらう。さすれば、貞元年間、遼東は唐の領域内に在って安東都護府が置かれていたことになり、遼東に「小高句麗國」が在ったとする見解には必然的に疑問符が附されるのである。

次に、「小高句麗國」の領域を記すとされる『新唐書』地理志七下の「安東都督府」條を検討しよう。實はこの「都督府」にはテキスト上の問題がある。「都督府」とするのはわずかに明代の南監本・北監本だけで、主要なテキストは全て「都護府」なのである。日野氏がどちらのテキストを見たかは不明だが、兩テキストとも誤りが多く、成立過程から見ても特別な理由がない限り依るべきテキストではない⁽²²⁾。かかる理由が見當らない以上、ここは「都護府」が正しい。とすれば、「安東都督府」であることを前提にした、領域等の考證は全て無効なのである。それどころか、天寶年間の遼東は安東都護府の管下に在って、「小高句麗國」||安東都督府なる政權は當時存在しなかったことになるのである。

以上、「小高句麗國」を指すとされる諸史料を検討してきたが、これから日野氏の説くような「小高句麗國」の存在を導き出すことはできなかった。むしろ導き出せたのは、開元・天寶・貞元期等は、唐が遼東を明確に自國領と認識している事實の方であった⁽²³⁾。唐側の認識だけで、遼東地區に實質的な政權が存在したかもしれないという推測を否定しきることとはできないが、逆に日野氏がそれを想定した根據が否定された以上、二二〇年間に及ぶ遼東の政權||「小高句麗國」を肯定的に捉えることは不可能であらう。

では、「小高句麗國」が存在しないとすれば、從來その建國と解されてきた聖暦二年の高徳武遼東遣還はどのように理解すべきであらうか。次にこの問題を検討してみよう。

四 七世紀末の遼東情勢

1 狄仁傑「請拔安東表」の理解をめぐって

高徳武の遼東遣還を考えるに當ってまず必要なことは、その前後の事實關係の再検討である。特に問題となるのが、狄仁傑の「請拔安東表」(上表Ⅱ)の理解である。

史料によれば、上表Ⅱは聖暦二年(六九三)に上られたが、實行されなかったという。これに對し津田氏は、上表Ⅱは安東都護府の廢止と高氏君長の遼東遣還を要請するものと理解したうえで、安東都護府が既に聖暦元年六月に廢止された事實に着目し、史料の年次は誤りとされる。そして『舊唐書』狄仁傑傳が神功元年(六九七)の上表Ⅰに續けて上表Ⅱの要約を載せることから、同時期の上表と解し、神功元年の獻策はただちに實行はされなかったが、翌聖暦元年に決定されたと推斷された。⁽²⁴⁾ 日野氏もこれを踏襲し、『通鑑』卷二〇六により上表Ⅱは神功元年閏十月とされた(前掲書一〇六頁)。

⁽²⁵⁾

津田・日野兩氏の理解のポイントは、上表Ⅱの「薛訥を罷めて、安東鎮を廢し」を、「安東都護薛訥を罷免して、安東都護府を廢止し」と解する點にある。そこで薛訥の經歷を追うと、まず長壽二年(六九三)以前に藍田縣令となつてゐる⁽²⁶⁾ ついで神功元年二月、契丹の遼東侵攻に對抗するため、清邊道行軍大總管武攸宜の命で、中郎將を帶して五萬の兵を率いて遼東へ渡海することになる(『陳伯玉文集』卷一〇「爲建安王與遼東書」)⁽²⁷⁾。聖暦元年八月に突厥が河北に侵入すると、武后は翌九月に皇太子を河北道行軍元帥、狄仁傑を同副元帥としてこれに當らせるとともに、薛訥を拔擢して左威衛將軍・安東

道經略使に任命する。出征に當り薛訥は武后に謁見しており、彼が神功元年九月の契丹平定後に洛陽に一旦戻っていたことは確實である（『通鑑』卷二〇六・聖曆元年九月戊寅條）。

神功元年閏十月に薛訥が遼東に居た可能性は確かにある。しかし、正六品上の藍田縣令から一足飛びに正三品の安東都護もしくは從四品下の副都護に任命されることは考え難い。その後「擢されて」左威衛將軍・安東道經略使となったことも、この推定を裏付けよう。とすれば、薛訥とは別に安東都護が居たことも考えられ、上表Ⅱをこの時點と斷するにはためらいを感じる。

では、上表Ⅱを史料通りに聖曆二年と解することはできないであろうか。薛訥が聖曆元年九月に任命された安東道經略使の安東道という作戰方面は、河北と遼東のどちらかに設定されたと考え得るが、河北には同時に河北道が設定されたから、遼東の可能性しかない。つまり彼はこの時遼東に遠征したのである。この遠征の終了は、後述するように、久視元年（七〇〇）七月三日の張說「諫避暑三陽宮疏」の「安東近ごろ平らぎ、輸漕方めて始まる」（『唐會要』卷三〇三陽宮、『舊唐書』卷九七張說傳等）に該當すると思われる。つまり、聖曆二年に薛訥が唐軍の最高司令官として遼東に居たことは確實なのである。また、經略使はその方面の軍鎮・軍團を統轄するから、上表Ⅱの「安東鎮」も都護府と解する必要はなく、安東の軍鎮あるいは鎮守軍の意と解し得る。まして、先掲の『通典』州郡典二の註にもあるように、安東都護府の略稱は通常「安東府」であるから、後者の意こそが妥當なのである。とすれば、上表Ⅱを史料通り聖曆二年と解しても問題はないように思われる。⁽²⁸⁾

また、上表Ⅱには「今、海中を以て分ちて兩運と爲すに、風波漂蕩し、沒溺至つて多く、兵に準じて糧を計るも、猶お足らざるに苦しむ」（『通典』高句麗）とあり、その要約にも「江南之轉輸を停め、河北之勞弊を慰め」（『舊唐書』狄仁傑傳）とある。これを受けて日野氏は、安東都護府への補給が營州失陥によって陸路から海路になり、それによる負擔過大が唐の都護府廢止・遼東放棄に繫つたとされる（前掲書一八〇九頁）。しかし通常の邊軍の軍糧調達は、屯田・營田や送納され

た庸調布帛による和羅によって行なわれ、上表Ⅱの如き軍糧輸送は征役時にこそなされた。⁽²⁹⁾ 日野氏は、神功元年二月の薛訥遠征軍に對する補給のようにも書いているが（前掲書一二頁）、同年九月に契丹は平定され、日野氏が上表Ⅱの年次とされた閏十月には遠征軍引き揚げは既定方針だったはずであり、事實薛訥は都へ戻っている。とすれば、この一文は上表Ⅱの主張にとってあまり有効なものとならない。閏十月の上表Ⅰが唐兵の安東撤退に言及しながら海上輸送の現状に觸れないのも、それゆえであらう。また後述するが、この時期に狄仁傑は、唐に投降した契丹人李楷固等に安東方面の契丹餘黨討伐をさせるよう提言しており、それと同じ時に海上輸送の困難さを主張したとすれば、彼が矛盾した主張をしていることになる。これに對し、聖暦元年の安東遠征軍への補給状況を述べるのが右の一文と解せば、まず問題は生じない。⁽³⁰⁾ 先掲の張説の上疏からも、安東平定まで都への輸漕が停まっていた事實が確認でき、その軍糧輸送の大きさが推測できる。この一文も、上表Ⅱを聖暦二年とする解釋に有利な材料といえよう。

以上より、狄仁傑の上表Ⅱは聖暦二年のもので、薛訥の安東遠征の中止、安東の軍鎮等の廢止、高氏君長の遼東遣還を主張したものと考えられるのである。

2 初代安東都督について

もう一つ問題なのが、初代の安東都督である。日野氏は、聖暦元年六月の安東都護府廢止・安東都督府設置の際、都督となつたのは高寶元であるとする。明言する史料はないが、高寶元の遼東遣還決定と同年であり、兩『唐書』高麗傳の安東の舊戸を統べさせたとする記事からも「文勢より自らそれと察せられる」（前掲書一〇四頁）というのである。

これに對し、初代安東都督を明示している史料がある。『唐會要』卷七三安東都護府である。ただしこれにはテキストによる相異がある。殿版を始めとするその通行本は、

聖暦元年六月三十日に至り、安東都護府を改めて安東都督府と爲し、右武衛大將軍高德武を以て都督と爲す。（傍點は

とするが、高德武の都督就任は他の諸史料によって翌二年であることは動かないので、従来より誤りとして無視されてきた。ところが、臺北の國立中央圖書館藏の二抄本及び東京の靜嘉堂文庫所藏抄本は、傍點部を「右武威衛大將軍高仇須」に作る⁽³¹⁾。また、南宋末の王應麟『玉海』卷一三三官制・屬國都護都督・唐安東上都護府條の「聖曆元年六月三十日、名を安東都督府と更む」に附された註にも「高仇須を以て都督とす」とある。『玉海』のこの條の冒頭には、『新唐書』地理志と『通鑑』・『唐會要』に依った條文であることが明記されているが、前二者には高仇須は登場しないので、これは『唐會要』に基づく註と斷定し得る。本来の『唐會要』には「高德武」ではなく「高仇須」と在ったと見るべきである。

この高仇須は、『陳伯玉文集』卷四「爲建安王破賊表」及び同卷一〇「爲建安王與遼東書」に登場する遼東州都督高仇須のことであり、萬歲通天一・二年の交に遼東へ侵攻した契丹を擊破した遼東高句麗人の在地リーダーである⁽³²⁾。さすれば、聖曆元年に唐が構想した安東政策とは、高寶元一人を遼東に派遣するだけのものではなく、高句麗正統君長である忠誠國王高寶元と在地實力者である安東都督高仇須のコンビによる遼東高句麗人統治だったことになる。

では、何故かかる形態を採ったのか。唐は儀鳳二年（六七七）に元高句麗王高藏を朝鮮郡王・遼東都督として遼東へ派遣し、親唐政權を育成しようとしたことがあった。しかしこの時は、親唐派の泉男生が一種の目附役として同行したにもかかわらず、高藏は韃靼と結んで謀叛を企て、配流された（兩『唐書』高麗傳、「泉男生墓誌」等）。このような親唐政權の育成には、常に唐からの離反の危険性が伴う。聖曆元年の場合、その危険性は長く故郷を離れて都に居住していた君長高寶元よりも、在地リーダー高仇須の方に在る。まして當時は、突厥・契丹を始め、唐の羈絆の下に在った周邊諸民族が在地の實力者を中心にして唐から離反しようとする傾向にあった。高仇須の安東都督就任には功賞的要素が強いと思われる⁽³³⁾が、これによって彼は名實ともに遼東高句麗人のトップに立ち、彼に權力・權威が集中することとなる。これを唐が好ましいと考えるはずはなからう。それゆえ、高寶元の忠誠國王冊封・遼東遣還をセットにし、彼を高仇須の上に立てて牽制

させ、その権力・權威の分散を計ったと考えて大過なからう。

3 契丹餘黨の平定

前二節の考證により、いくつかの重要な事實が修正された。これを踏まえて高德武の遼東遣還を再考する前に、今少し當時の遼東情勢を明瞭にしておきたい。

萬歲通天元年（六九〇）五月、契丹の李盡忠・孫萬榮は唐に叛旗を翻し、營州を落す。彼らは八月に唐の征討軍を撃破すると、その鋒先を東に轉じて遼東に侵攻、安東都護府を圍んだ（『通鑑』卷二〇五・萬歲通天元年九月條）。その顛末は不明だが、同年末には高仇須らに契丹は大敗を喫し、翌年二月には薛訥の率いる唐軍が遼東に渡海上陸した。その後も遼東では戰鬪が続いたようで、「高慈墓誌」によれば、五月二三日に磨米城（遼陽附近）の南で高文・高慈父子が戰死している。同じ頃、李盡忠没後に總帥となった孫萬榮が河北に侵入しているから、遼東方面に在ったのは契丹の別働隊で、おそらく孫萬榮の死後は突厥に降ったものと推測される。またこの亂に乘じ、大祚榮・乞四比羽に率いられた高句麗人・靺鞨人が自立を企てて營州から東奔し、現在の吉林省敦化附近に據った。⁽³⁴⁾神功元年六月、河北では契丹の亂は平定されたが、遼東方面は未だ安定していなかったのである。遼東方面に居たこれら契丹餘黨の平定こそが、次の唐の課題となる。

この課題を遂行したのは、薛訥の遠征軍ではなく、孫萬榮の死後投降した、その將李楷固・駱務整らである。契丹の亂後の善後策の中心を擔っていた狄仁傑は彼らの助命を請い、さらに官を與えて契丹餘黨討伐をさせるよう奏請し、許可された（兩『唐書』狄仁傑傳、『通鑑』卷二〇六・久視元年六月條）。彼らの征討戰が遼東で行なわれたことは、「李楷洛碑」⁽³⁵⁾に、

是の後、靺鞨を鴨綠之野に殪し、林胡を榆關之外に覆す。

とあり、また『舊唐書』卷一九九下北狄傳渤海靺鞨には、契丹の亂を契機に營州から東走した大祚榮らに對し、

則天、右玉鈴衛大將軍李楷固に命じて兵を率いて其の餘黨を討たしめ、先づ乞四比羽を破斬し、又た天門嶺を度りて

以て祚榮に迫る。祚榮、高麗・靺鞨之衆を合して以て楷固を拒み、王師大敗し、楷固身を脱して還る。(中略)、聖曆中、自立して振國王と爲り、遣使して突厥に通ず。

とあることから明らかである。その出發時期は、餘黨討伐である以上當然亂平定直後と推測され、李楷固擊破後に大祚榮が渤海の前身振國を建國したのが聖曆元年中であるから、遅くとも彼らは同年前半には遼東に居たと考えられる。おそらく、薛訥は彼らと交替で都へ戻ったのであろう。彼らが凱旋し、洛陽郊外、三陽宮の含樞殿に俘を獻じたのは、久視元年(七〇〇)七月である。喜んだ武后は、李楷固に官爵を與えただけでなく、姓武氏をも賜わった(『通鑑』卷二〇七)。同月の張説「諫避暑三陽宮疏」に「安東近ごろ平らぎ」とあるのは、これに對應する。

ここで注意したいのが、聖曆元年九月の薛訥の安東遠征との關係である。同一地域での軍事行動であるから、その征討對象も同じで、連動して作戰に當ったと見てよく、薛訥の遠征終了も久視元年七月の少し前であらう。ただ、開始時期は李楷固の方が數箇月早く、薛訥の遠征には李楷固らへの本格的な増派・支援という意味があつたことは確實である。問題なのは、何故それが聖曆元年九月だったかである。

解答の鍵は、薛訥の安東道經略使任命と狄仁傑の河北道副元帥任命が同日という點にある。『通鑑』によれば、この年六月、武后は武延秀を突厥へ行かせ、默啜可汗の娘を娶らせて和親しようとしたが、八月に突厥の黑沙南庭に至ると、默啜可汗に

我れ女を以て李氏に嫁さんと欲す。安んぞ武氏の兒を用いんや。此れ豈に天子之子ならんや。

と斷われたうえ、李氏擁立を口實とする河北侵攻を受ける。武后はこれに對抗すべく、廬陵王李顯を九月壬申(一五日)に皇太子にし、⁽³⁷⁾甲戌(一七日)に河北道行軍元帥に任命して突厥を討たせた。そして戊寅(二日)、事實上の司令官として狄仁傑を副元帥に任命するのである。つまり、聖曆元年九月とは武后が突厥に對して本格的な反撃を考えた時期なのである。

ここで遼東に目を轉じると、李楷固が征討している契丹と大祚榮がともに突厥陣營に屬していることに氣附く。また、高德武が安東都督となった後「突厥及び靺鞨等に分投し」（『舊唐書』高麗傳）た者がいたことは、遼東高句麗人の中にも親突厥・反唐分子がいたことを物語る。突厥の勢力が深く遼東方面に及んでいたと見て大過ない。とすれば、薛訥の安東遠征とは基本的に對突厥策であり、その攻勢に對抗して早急に遼東の突厥與黨を一掃するため、李楷固らへ挺子入れを行なったものと解せよう。

さらに言えば、この安東平定戰は營州の奪回も大祚榮の打倒もできなかったにもかかわらず、李楷固は凱旋して武后はそれを大いに喜び、張説も安東平定と記すほど大成功を収めたことになっている。このことは、この二課題を残してさえ大成功といひ得るほど、遠征當初の遼東情勢が悪かったことを意味しよう。突厥の攻勢に對して安東遠征が必要とされた背景には、かかる切迫した狀況が在ったと見るべきであり、あるいはそれは李楷固の大祚榮討滅の失敗が關係する可能性も強い。この狀況が聖曆元年九月の薛訥の遠征によって變化し、久視元年七月以前に安定化したのである。

以上より、遼東における契丹餘黨平定戰は二期に分けることができる。神功元年末の李楷固送り込みから翌年九月の薛訥の遠征までと、そこから久視元年七月以前の平定までである。そして狄仁傑の上表Ⅰ、安東都護府の降格、高寶元の遼東遣還計畫はその前期に、上表Ⅱと高德武の遼東遣還は後期に屬する。これを念頭に入れて各施策の意味は考察されなければならない。特に徳武の遼東遣還は、唐の安東平定戰の最中である以上、日野氏のように遼東統治權の委譲・唐の遼東放棄と解することはできない。ではどう理解すべきか。節を改め、七世紀末の唐の對外政策全體との關係で安東政策を見ることによって、その答えを導き出してみよう。

4 七世紀末の對外政策と安東問題

武后期は、強化化する突厥・吐蕃との對抗上、邊境各地に次々と軍鎮が布設された時期である。特に西方では、長壽元

年(六九二)から延載元年(六九四)に吐蕃を撃破して安西四鎮を手中に収め、龜茲に安西都護府を置いて三萬の兵を常駐させた⁽³⁸⁾。しかしこれらは軍事負擔の増大を導き、それが國力を壓迫することになる。そこで安西四鎮から撤兵し、かわりに西突厥の君長阿史那斛瑟羅を送り込んで統治させようと主張したのが、狄仁傑の上表¹であり、この持論の安東版が上表²である。これらの上表は、「事行なわれずと雖も、識者之を是とす」⁽³⁹⁾『舊唐書』狄仁傑傳とあるように大方の意見であつたらしく、他にも神功元年(六九七)閏十月の張柬之「請罷姚州屯戍表」に西南經營の據點姚州都督府と瀘南諸鎮の廢止・撤收案という同類の主張が見える。

これに對し、軍事的な重要性から撤收に反對する主張も見られる。狄仁傑上表¹への反論である崔融「拔四鎮議」(『唐會要』卷七三安西都護府)や、吐蕃が和議の條件として安西四鎮撤收を提案した際にそのまま従うべきでないとした郭元振「論去四鎮兵疏」(『舊唐書』卷九七郭元振傳)等がそれである。武后もこの立場をとっており、狄仁傑・張柬之の上表は採用しないが、郭元振の見解はこれを然りとしている。そして實際の安西・西南政策は軍鎮維持の方向で行なわれた。

ただ安西政策では、狄仁傑上表¹の君長送り込み策の部分だけが、後に採用された。聖曆三年臘月庚寅(七〇〇年一月五日)の西突厥竭忠事主可汗阿史那斛瑟羅を平西軍大總管として碎葉鎮に派遣した事件がそれである。内藤みどり氏は、この派遣が、東突厥の默啜可汗が西突厥部を侵略して聖曆二年に拓西可汗を立てたことへの對抗策であることを指摘し、それに續けて、「唐朝としては、あくまで西突厥部への東突厥の侵略を阻止し、西突厥部に對する影響力を、できる限り出費を抑えながら、保持しようと望んでいたにちがいない。しかも、當時の西突厥部内で勢力を伸張しつつあった突騎施烏質勒を含めて、西突厥部の安定を圖り維持することが出来る者を探した時に、烏質勒の主君であつた正統可汗家の阿史那斛瑟羅以外の適格者を求めることはできなかったであろう。そこで唐朝は、あくまで唐勢力として〈平西軍大總管〉の名稱を與え、碎葉鎮に斛瑟羅を送りこんだのであつたと思われる。」(註7)著書三二〇(一頁)と述べている。また平西軍を蕃漢合同軍と推測され、その後起つた阿悉吉薄露の亂に當つて田揚名らの唐軍が碎葉鎮に増派されたことも指摘されてい

る。この事件は、安東問題を考えるうえで極めて示唆的である。では、以上の整理を踏まえて當時の安東政策の推移を考えてみよう。

契丹の亂平定後、政治の中心を擔ったのは狄仁傑である。彼は持論通り、軍事的な諸負擔を軽減する方向で安東政策を立案する。上表Ⅰに盛り込まれた安東撤兵案や契丹降將李楷固による契丹餘黨討伐策の奏請は、まさにそれであり、安東都護府降格・高寶元遣還による遼東親唐政權樹立策も、史料に明言はないが、彼の立案であろう。ただ、突厥が契丹を臣屬させて東方へ勢力を伸長させる情勢下、武后がその持論を曲げてまで安東撤兵を承知するはずはなく、これは却下された。また遼東の親唐政權にも細心の注意が拂われ、先述のように、在地高句麗人のリーダー高仇須を安東都督とはするものの、全權は與えず、中央から正統君長高寶元を送り込んでコントロールしようとした。あるいは、開元三年に突厥から唐へ降った高文簡は突厥に擁立された高麗王だが、先掲拓西可汗の例よりすれば、その東方進出に伴っての擁立である可能性も十分考え得る。高寶元を忠誠國王に冊封して遼東へ送った背景には、これへの對抗という側面が在ったかもしれない。

しかし遼東情勢は次第に惡化し、李楷固らは大祚榮に敗れて契丹餘黨平定は進展せず、一方突厥の勢力擴大は顯著になっていった。聖曆元年八月、突厥が河北に侵入すると、唐は本格的な反撃を計畫し、その一環として遼東方面の突厥勢力の早急なる一掃を狙い、薛訥に安東遠征を命じる。これは狄仁傑の立てた方針の中斷であり、高寶元の遼東遣還が實現しなかったのはこの方針轉換ゆえであろう。

この河北侵攻後、突厥の侵攻はしばらく止み、また唐も武騎團を河北・河南に設置する等、突厥防備を固める。この情勢下で、狄仁傑が安東問題に關して從來の方針に戻るよう求めたのが、上表Ⅱであろう。しかしこれは却下され、薛訥の遠征は繼續し、高句麗君長高寶元の遼東遣還は實現しなかった。かわりに行なわれたのが、寶元のおじ徳武の安東都督任命・遼東派遣である。注意すべきは、彼が血統として傍系で、正統君長たる冊封號も有していない點である。つまり彼は

君長として遼東へ派遣されたのではなく、君長寶元は都に居り、彼はあくまで唐の官僚安東都督として前任の在地リーダ―高仇須にかわって赴任したのである。ここに安東都督の性格は、在地高句麗人勢力を代表する存在から、唐の力をバックにして在地高句麗人を統治する存在へと變質したことになる。これが可能となる背景には在地高句麗人勢力の後退がなければならず、高仇須の死、あるいは叛亂・亡命等も十分想定され得る。その勢力後退ゆえに、わざわざ君長高寶元を派遣する必要がなくなったのであろう。そして薛訥ら唐軍の力を背景に、高德武は遼東入りを果たしたのである。

久視元年七月以前に安東は一應平定され、薛訥らの遠征は終了する。その遠征軍の大半は、遼東への軍糧補給が終わって京師への漕運が再開されたことから見て、引き揚げたと判断できる。ただ、當時の對外政策全體から考えると、遼東からの完全撤収は考え難い。遼東方面の軍鎮でその後の存在を確認できるものは、ペリオ將來敦煌漢文文獻の一つである開元水部式殘簡（P. 二五〇七）に見える遼東半島最南端の都里鎮だけであるが、當初の安東都督府下には、碎葉鎮の平西軍同様に一定の唐兵が配置されていたと見て大過なからう。

その後の高德武の消息は不明である。それでも推測の糸口がないわけではない。その後、薛訥の遠征時と同名の安東道という作戰方面が長安二年（七〇二）十二月に設置されるが、これは幽州方面であり『通鑑』卷二〇七・長安二年十二月甲午條、神龍元年（七〇五）二月に再設置された安東都護府も幽州である。これらは東方の前線が遼東から幽州に後退したことを意味し、遼東方面は薛訥らの引き揚げ後まもなく唐の勢力圏ではなくなったのである。これに對して再征がなされなかったのは、前回の遠征が高負擔だったこと、西方等の攻防で唐に餘力がなくなっていたこと等が挙げられよう。そして高德武自身は、西方の阿史那斛瑟羅等の例を參考とすれば、在地の勢力に追い出され、都へ戻ったと考えるのが最も妥當ではあるまいか。

五 おわりに

以上の考察より、いわゆる「小高句麗國」の存否問題に對する筆者なりの解答は明らかであろう。ただ注意して欲しいのは、筆者は八・九世紀の遼東に高句麗人が居住して一定の勢力を有したこと自體を否定しているのではないことである。おそらく、景龍四年（七一〇）と元和十三年（八一八）の高麗遣使は彼らと考えて問題あるまい。しかしそれを、王統のしっかりした一定の政治的統合體として理解することには反對なのであり、何の定義もせずに安易に「國」を附して呼ぶべきではないと考えるのである。

また、七世紀末の遼東情勢に關しては、推測に推測を重ねた點もあつて不安は残るが、それでもかなり明確にできたものと思う。本來ならば、これに續けてその後の遼東地區の動向を論ずべきだが、未だ準備が十分でなく、また豫定の紙數も盡きたので、別に論じることを約束し、筆を擱くこととする。

註

- (1) <日野開三郎東洋史學論集>八、三一書房、一九八四。もとの論稿は『史淵』六三〜一〇九（一九五四〜七二）に一七回に亘つて斷續的に掲載された。詳細は本書五九三〜四頁参照。

- (2) 「小高句麗國」の存在を肯定的に扱う論稿には、井上秀雄「統一新羅と渤海」(『アジア歴史研究入門』二、同朋舎、一九八三)、河内良弘「東北アジア」(『アジア歴史研究入門』四、同朋舎、一九八四)、森安孝夫「渤海から契丹へ」(『東アジア世界における日本古代史講座』七、東アジアの變貌と日本律令國家、學生社、一九八二。ただし執筆は一

九七三)、拙稿「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐關係——新羅外交史の一試論」(『朝鮮學報』一〇七、一九八三)等がある。森安氏はその後否定に轉じたらしく、「チベット史料中に現れる北方民族——DRUGUとHORI」(『アジア・アフリカ言語文化研究』一四、一九七七)では、Magtig=Ketur=高麗を「小高句麗國」を一顧だにすることなく渤海に比定している。筆者もその後の論稿では、「小高句麗國」は存在しないものとして論を展開している。なお、河内論稿は、金馬渚の報德國を論じる村上四男「新羅と小高句麗國」(『朝鮮學報』三七・三八合輯、一九六六)を誤

って「小高句麗國」の論稿として紹介している。〔補〕

- (3) 林天爵・黃約瑟主編『古代中韓日關係研究——中古史研討會論文集之一』(香港大學亞洲研究中心、一九八七) 一三、二六頁。

- (4) 金子修一「唐代の異民族における郡王號について——契丹・奚を中心にして」(『山梨大學教育學部研究報告』三六、一九八六) には、郡王號授與の事例が列擧され、それが内屬として唐の版圖に編入された諸族に用いられ、王號・國王號等とは機能を異にすることが明らかにされている。

- (5) 日野氏は、高麗の朝鮮郡王冊封が彼の遼東遼遷に伴う措置であることから、高麗元の朝鮮郡王冊封にも同様の意味があると考え、垂拱二年に彼の遼東遼遷計畫が在ったと見る(前掲書七四頁)。しかし亡國の正統王家を王や可汗に冊封して王統・祭祀を繼承させることがよくあり、この場合も、高麗の謀叛と死で斷絶された高句麗王家の再興まではいえても、遼東遼遷までは意味しないのではあるまいか。

- (6) 百濟王家は、滅亡後、儀鳳二年(六七七)に扶餘隆が帶方郡王に冊封されている。彼は本國へ派遣されるはずだったが、果せず、「墓誌」によれば永淳元年(六八二)に洛陽の私第で死去し、芒山清善里に葬られており、その後を孫の敬が繼襲した。

- (7) 一族を率いて入朝していた阿史那彌射が、西突厥咄陸部の正統支配者として與昔亡可汗に冊封されたのは、顯慶二年(六五七)。以後、空白期はあるが、子元慶、孫獻とこの可汗號を繼襲している。阿史那獻は、唐の西突厥統制策のた

め、景龍二年(七〇八)から十姓可汗・北庭都護・碛西節度使等として西域に在ったが、開元七年(七一九)頃に歸朝し、長安で死んだ。内藤みどり「西突厥史の研究」(早稻田大學出版部、一九八八)、齊藤達也「突騎施の擡頭と唐の碎葉放棄について」(『史滴』一二、一九九一) 参照。

- (8) 左賢王は阿史那毗伽特勤の子孫。右賢王は默啜可汗の子墨特勤かその子孫。阿史那毗伽特勤は、その「墓誌」によれば、開元三年(七一五)にその部帳を率いて唐に降り、雲龍將軍を拜し、五年に左賢王に改封され、一二年に死んだ。右賢王墨特勤は、『元龜』卷九八六外臣部征討五・開元六年二月條に登場し、

自拔于亂、頃投于國、今不計其先人之僭、復加以右賢之寵。

とある。

- (9) 「唐代冊封制一斑——周邊諸民族における『王』號と『國王』號」(『東アジア史における國家と農民』、山川出版社、一九八四)。

- (10) 「遼の遼東經略」(『津田左右吉全集』一二、岩波書店、一九七四。原載は『滿鮮地理歷史研究報告』三、一九一六)。

- (11) 「契丹的東北政策——契丹與高麗女眞關係之研究」(華世出版社、一九八一)。

- (12) 酒寄雅志「渤海の國號に関する一考察」(『朝鮮史研究會會報』四四、一九七六)、拙稿「日渤海開始期の東アジア情勢——渤海對日通交開始要因の再檢討」(『朝鮮史研究會論文集』二三、一九八六)の註(一八) 参照。

(13) 石井正敏「日渤海交渉における渤海高句麗繼承國意識について」(『中央大學大學院研究年報』四、一九七五)。

(14) 津田註(10)論文、池内宏「遼代混同江考」(『滿鮮史研究』中世第一冊、吉川弘文館、一九三三)、日野前掲書三八六～七頁。

(15) 日野氏は、本文で検討する史料以外に、『元龜』卷九五七外臣部國邑一・靺鞨條の

靺鞨在高麗之北、其地在營州之東二千里。

の高麗を「小高句麗國」のこととする。そしてこの靺鞨を渤海のことと見做し、諸情勢から右記事は天寶初年以後の状態を述べたものとする(前掲書八二～四頁)。しかし「靺鞨在高麗之北」の一文は、『隋書』卷四六東夷傳靺鞨や隋代の靺鞨情勢を記す『元龜』卷九五九外臣部土風一・靺鞨條に在り、それ以下は『舊唐書』渤海靺鞨傳や『元龜』土風一・振國條に在る。とすれば、この記事は隋代靺鞨と唐代渤海靺鞨の記事が何らかの錯誤で接合されていると見るべきであろう。よってこれを「小高句麗國」の史料とすることはできない。

(16) 榎一雄「賈耽の地理書と道里記の稱とに就いて」(『歴史學研究』六・七、一九三六)。

(17) 津田註(10)論文。

(18) 例えば、『續資治通鑑長編』卷二三八・慶曆二年十月戊辰條、同卷四五一・元祐五年十一月己丑條、蘇軾「乞禁商旅過外國狀」(『蘇軾文集』卷三一、中華書局、一九八六)など。また『續資治通鑑長編』卷二八九・元豐元年五月甲申條のよ

うに高麗のことを新羅と呼ぶと見られる用例もある。

(19) 津田註(10)論文。

(20) 『東北歴史地理』第二卷(黒龍江人民出版社、一九八九)二七三頁。ただし、孫氏は貞元中に安東都護府が復置された背景を、「此時德宗中興、平定諸藩」と記すが、正しくない。むしろ親朝廷的な劉濟が盧龍節度使となり、東北諸夷の征壓に成功した事實に注目すべきであり、この時の都護府は中央直屬ではなく、神龍元年復置以來の盧龍藩鎮下の軍鎮の性格を有するものであったと考えられる。

(21) 筆者が閲覽した『新唐書』の南監本・北監本は、京都大學人文科學研究所藏本である。『新唐書』南監本は元大德一年(一二〇七)建康路儒學刊本を明代に補刻に補刻を重ねて印行したもので、人文研藏本の場合、補刊年記の下限は萬曆四五年(一六一七)である。「安東都督府」のある卷四三下第七葉の版心には、「嘉靖戊午刊、監生汪沛刊」とあり、嘉靖三十七年(一五五八)補刻の部分であることが確認できる。一方『新唐書』北監本は萬曆三三年(一五九五)刊である。

(22) 尾崎康『正史宋元版の研究』(汲古書院、一九八九)五四四～七、五八九～六三三頁参照。

(23) 唐が認識する東境は、開元三三年(七三五)の涇江(現大同江)以南の新羅への割讓以降は平壤までであったと考えられる。『道里記』も平壤城を唐の疆域内として記す。

(24) 津田註(10)論文。

(25) 日野氏はまた、上表Ⅰが『通鑑』神功元年十月條に在るとするが、同條に上表Ⅰに該當する記事はない。なお『通鑑』

に見える上表Ⅰには、上表Ⅱの内容が若干混入している。

- (26) 『舊唐書』卷九三薛訥傳によれば、藍田縣令時代に御史中丞來俊臣の無法な命令に抵抗し、「會俊臣得罪、其事乃不行」とある。來俊臣が罪を得て御史中丞を罷免されたのは、『舊唐書』卷一八六上酷吏傳上來俊臣に、

俊臣累坐贓、爲衛史紀履忠所告下獄、長壽二年、除殿中丞。

とあり、長壽二年以前のそう遠くない時期と推測される。

- (27) 本書は萬歲通天二年（神功元年）一月作成のもので、その中に、

分五萬蕃漢精兵、令中郎將薛訥取海路東入、舟楫已具、來月亦發。

とある。黃約瑟氏は前掲論文で、この時には出征せず、聖暦元年に安東道經略使となつて始めて渡海したとする。しかし本文で論述するように二つの出征は別の遠征計畫であり、黃氏の解釋には従い難い。薛訥の軍團の渡海に當つての軍糧輸送に關連する史料としては、後掲註(30)の王慶墓誌と『陳伯玉文集』卷七「榮海文」の、

萬歲通天二年月日、清邊軍海運度支大使虞部郎中王玄珪、敢以牲酒、馳獻海王之神、(中略)、故有渡遼諸軍、橫海之將、天子命我、贏糧景從。

がある。

- (28) 一點だけ問題なのは、『通典』や『唐會要』が伝える狄仁傑の官職「鸞臺侍郎」である。彼が鸞臺侍郎だったのは、神功元年閏十月甲寅から聖暦元年八月庚子までで、聖暦二年に

は納言である。おそらく、これは同一の文言を多く含む上表Ⅰとの混亂によつて生じた誤りであらう。

- (29) 大津透「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考——唐朝の軍事と財政」(『東洋史研究』四九一、一九九〇)、荒川正晴「唐の對西域布帛輸送と客商の活動について」(『東洋學報』七三・三・四、一九九二)参照。

- (30) 王慶墓誌(開元九年葬)には、

萬歲通天元年、白虜越超、鋒交碣石、青林失律、火照甘泉、天子詔左衛將軍薛訥、絕海長驅、掩其巢穴、飛鞠輓粟、繫集登萊。監軍御史范玄成、與公素遊、捐公清幹、且以元佐務簡、得兼統押、乃密表馳奏、朝廷許焉、俄除朝議郎・行登州司馬、仍充南運使。恩命光眩、飭躬就列、情勒悅使、義篤均勞、紅粟齊山、飛雲蔽海、三軍款美、僉曰得人。聖曆年、運停還任。

とあり、登州からの軍糧輸送が契丹叛亂後の薛訥遠征から聖暦年(六九八〜七〇〇)まで続いたことが記されている。この薛訥遠征は萬歲通天二年(六九七)の方のようにだが、左衛將軍という官に疑問が残る。あるいは聖暦元年(六九八)の方の左衛衛將軍との混亂かもしれない。また終了も元年か三年かが不明で、最初の遠征後の李楷固らの契丹餘黨討伐や二度目の遠征にも、引き續き南運使として輸送に當つていた可能性を否定できない。なお日野氏は、兩運のうちの南運は登州からであろうと推定している(前掲書一二二〜八頁)が、本史料はその正しさを證明している。

- (31) 本文で挙げた『唐會要』の諸テキストについては、拙稿

『唐會要』の諸テキストについて」（『東方學』七八、一九八九）参照。なお四庫全書本は「右武衛大將軍高仇須」としており、汪啓淑藏本（臺北・國立中央圖書館藏抄本の一）からの傳寫過程で「威」を脱誤している。おそらく殿版は、この脱誤に氣附かず、さらに仇須を他書によって德武に改めるという二重の誤りを犯したものと考えられる。

（32）『爲建安王破賊表』には、

臣某言、今月日、得遼東都督高仇須等月日破逆賊契丹孫萬斬等十一陣露布、并捉得生口一百人、送至軍前。とあり、『爲建安王與遼東書』には、

月日、清邊道大總管建安郡王攸宜、致書於遼東州高都督。審府賢甥某至、仰知破逆賊孫萬斬十有餘陣、并生獲夷賊一千人。

とある。前掲黃約瑟論文は、武攸宜が高仇須を賢甥と呼んだと解し、仇須の母が武氏一族で、武后が高句麗に對して和親政策をとったと述べる。しかしこれは誤讀で、賢甥は高仇須の甥を指し、彼が仇須の戰勝を武攸宜に報告したのである。

（33）『爲建安王與遼東書』には、契丹への總反擊計畫と薛訥の遼東派遣を述べた後、

請都督勳兵秣馬、以待此期、共登九山、看殄凶虜、書勳竹帛、開國傳家、是都督建功之日也。

とあり、また『陳伯玉文集』卷一〇『爲建安王與安東諸軍州書』にも、

諸公等訓勵兵馬、共爲犄角。開封侯、其機在此。とあり、遼東高句麗人を味方とするため、戦後の厚賞を約束

している様子の一端が窺える。

（34）契丹の亂の經緯については、前掲黃約瑟論文参照。また渤海の建國については、拙稿「渤海建國關係記事の再檢討——中國側史料の基礎的研究」（『朝鮮學報』一一三、一九八四）参照。

（35）大曆三年（七六八）建立。李楷洛は李光弼の父。清の瞿中溶『古泉山館金石文編殘稿』卷二は、その行動・經歷の類似から李楷洛と李楷固を同一人物とする。しかし碑に見える楷洛の封爵は薊郡公、一方楷固は燕國公だから別人とすべきで、楷洛は楷固とともに唐に投降した契丹諸將の一人と考えるのが妥當であろう。

（36）當時は周正が使用され、十一月に年が改まったので、聖暦元年九月二日に任命された薛訥の遼東到着は翌年になつてからと考えられる。李楷固らは聖暦元年中に軍事行動をしてから、開始時期は數箇月から一年近く薛訥より早い。

（37）廬陵王李顯が皇太子に復位するまでの過程は、實際にはかなり複雑である。詳しくは、松浦千春『武周政權論——廬陵王李顯の召還問題を手がかりに』（『集刊東洋學』六四、一九九〇）参照。

（38）森孝孝夫「吐蕃の中央アジア進出」（『金澤大學文學部論集』史學科篇四、一九八四）参照。

（39）從來、本上表の年次は、『唐會要』卷七三姚州都督府が「神功二年五月八日」と記し、『通鑑』も聖暦元年末に載せることから、聖暦元年＝神功二年（六九八）五月八日とされてきた。確かに『唐會要』の諸テキストは右の如く記すが、

『玉海』卷一三三官制・屬國都護都督・唐姚州都督府條所引の『唐會要』には「神功二年閏十月」、同卷一九一兵・兵捷・唐姚州道行軍總管平姚州蠻條所引の『唐會要』には「神功元年閏十月」とある。そもそも聖曆元年是正月朔改元なので、神功二年は全く存在したことがなく、また閏十月は神功元年に存在する。とすれば、南宋末の『唐會要』のテキストには「神功元年閏十月」とあったと考えられ、その後、元年が二年と誤寫され、また前の記事が「麟德元年五月八日」であることにつられ、月日も誤寫されたものと考えられる。從來の見解は改められるべきである。

なお、張柬之の經歷には混亂がある。『舊唐書』卷九一本傳は、永昌元年（六八九）に監察御史となった後、聖曆初に鳳閣舍人に累遷したが、同年、默啜可汗との和親に反対し、武后の旨に忤つたと記した後、時間が前に戻り、

神功初、出爲合州刺史、尋轉蜀州刺史。

となつて、本上表を奏したとする。一方『新唐書』卷二二〇本傳は、「神功初」を削り、和親反対によつて合州へ左遷された如く記し、『通鑑』も聖曆元年六月甲午條の和親のために武延秀を突厥に遣わす記事に續けて、和親反対によつて張柬之が合州へ左遷されたと記す。おそらく『通鑑』が上表を聖曆元年末に置くのは、右の如く彼の經歷を理解したからであらう。しかし神功元年閏十月に蜀州刺史であつた事實があるので、この理解が妥當とはいえない。『舊唐書』本傳の年

次を信用すると、神功元年に出て合州刺史・蜀州刺史を歴任した後、聖曆元年初に中央へ戻されて鳳閣舍人となり、同年六月頃、和親に反対して再度地方へ左遷されたことになるのだが、いかがであらうか。後考を俟つ。

〔附記〕 本稿は、第三二回北陸史學會大會（一九九〇年一月二五日）に於て發表した「いわゆる『小高句麗國』の存否をめぐる——その建國問題を中心に」、及び一九九一年度東洋史研究會大會（一月三日）に於て發表した「いわゆる『小高句麗國』の存否問題」の二原稿をもとに加筆訂正したものである。

〔補〕 本稿脱稿後、上田雄・孫榮健『日本渤海交渉史』（六興出版、一九九〇）と上田雄『渤海國の謎——知られざる東アジアの古代王國』（講談社現代新書、一九九二）が「小高句麗國」を「朝鮮郡王國」と呼び、その存在を肯定していることに氣附いた。日野氏の著書に基づくようだが、建國年次・領域が異なり、「朝鮮郡王國」という國名も不可解で、いかなる根據に基づくのか理解に苦しむ。兩者とも一般向けな分、この不可解な見解が一般化する恐れがあり、現に最新刊である中西進・安田喜憲編『謎の王國・渤海』（角川選書、一九九二）は前著に基づく「朝鮮郡王國」の在る疆域圖を表紙に使っている。

THE EXISTENCE OF THE SO-CALLED "KOGURYŎ-MINOR KINGDOM 小高句麗國"

FURUHATA Toru

Dr. Hino Kaizaburo published *A Study of Koguryŏ-minor Kingdom* 『小高句麗國の研究』 in 1984, in which he argued the existence of a Koguryŏ-minor Kingdom from 699 to 918 in Liaodong province whose kings were of legitimate descent from Koguryŏ royalty. In this paper, the author attempts a close reexamination of the sources on which Dr. Hino's argument was based. As a result, he proves that in fact no source exists which positively affirms the existence of such a kingdom, and that on the contrary there are some facts that demonstrate that it could not have existed. For instance, legitimate descendants of Koguryŏ royalty resided at the capital of Tang China, and the Liaodong region was regarded as its own territory by the Tang dynasty.

Reappraising the state of affairs in the late seventh century when the Koguryŏ-minor Kingdom is said to have risen, the author points out the following facts. First, the Tang government sent expeditionary forces to suppress the remnants of the Khitan 契丹 in the Liaodong region. Secondly, the Tang government planned to send Ko Powŏn 高寶元, a legitimate descendant of Koguryŏ royalty, to divert Andong Supervisor-in-chief Ko Kusu 高仇須, a leader of the people of Koguryŏ in the Liaodong region. In the third place, Ko Tŏngmu 高德武, a collateral descendant of Koguryŏ royalty, was appointed as Andong Supervisor-in-chief in 699 to control the local people of Koguryŏ. It is therefore impossible to interpret the appointment of Ko Tŏngmu as Andong Supervisor-in-chief as the rise of a Koguryŏ-minor Kingdom as Dr. Hino has done.